

令和6年度公共用水域水質常時監視等業務処理要領

長野県環境部水大気環境課

この要領は、長野県知事（以下「発注者」という。）が発注する令和6年度公共用水域水質常時監視等業務についての仕様を定めるものであり、受託者はこの要領に基づいて、誠実に本業務を履行しなければならない。

1 調査目的

(1) 公共用水域水質常時監視

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、長野県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、環境基準点及び環境基準補助地点において、年間を通じて調査を実施する。

(2) 上流域河川水質測定

長野県水環境保全条例及び第7次長野県水環境保全総合計画に基づき、ゴルフ場で使用されている農薬による水質汚濁が懸念される河川において水質測定を実施する。

(3) 地下水常時監視

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により、長野県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するため調査を実施する。

2 測定地点

(1) 公共用水域水質常時監視業務

別に定める地区別特記仕様書のとおりとする。

(2) 上流域河川水質調査

下表のとおりとする。

区 分		上 流 域		
		採水・ 一般項目※	水質 測定	地点数
佐久地区		○	×	1
上小地区		○	×	1
諏訪地区		○	×	2
上伊那・木曾地区	上伊那	—	—	0
	木 曾	—	—	0
飯伊地区		—	—	0
松本・大北地区	松 本	○	×	1
	大 北	○	×	0
長野・北信地区	長 野	○	×	2
	北 信	○	×	0

○：業務受託者において実施 ×：県において実施 —：実施なし

※：一般項目とは、前日天候、天候、気温、水温、流量、透視度及びpHを示す（別紙4参照）。

(3) 地下水常時監視業務

下表のとおりとする。

区 分		採水	水質測定	概況調査 地点数
地 区				
佐久地区		×	○	5
上小地区		×	○	2
諏訪地区		×	○	4
上伊那・木曾地区	上伊那	×	○	4
	木 曾			0
飯伊地区		×	○	1
松本・大北地区	松 本	×	○	6
	大 北			1
長野・北信地区	長 野	×	○	2
	北 信			2

○：業務受託者において実施 ×：県において実施

3 測定項目及び測定の頻度

(1) 公共用水域水質常時監視業務

各月、各測定地点別の測定項目及び測定頻度は、地区別特記仕様書に添付の地点別測定項目表に定めるところによる。

(2) 上流域河川水質測定

各測定地点別の測定項目は、別紙4に定めるところによる。また、測定頻度は上流1地点当たり1回とする。

(3) 地下水常時監視

ア 概況調査

各測定地点別の測定項目は、別紙5に定めるところによる。また、測定頻度は1地点当たり1回とする。

イ 継続監視調査

測定頻度及び測定項目は、地区別特記仕様書に定めるところによる。

4 業務開始前打合せの実施

4月の採水日前に、受託者及び長野県関係機関による業務開始前打合せを実施することとし、日程等については別途協議する。

5 業務受託にあたっての提出書類

受託者は、下記に掲げる書類を業務開始打ち合わせ時に長野県環境部水大気環境課（以下「水大気環境課」という。）職員に提出する。

(1) 分析標準作業手順書

受託する項目の各事業所における分析標準作業手順書（SOP）

(2) 業務開始届出書及び業務実施代理人届出書（4月1日付）

(3) 担当者一覧

下記担当者等を組織図にまとめる。

- ア 業務統括責任者名（下記ウ～カとの兼務不可）
- イ 精度管理責任者名（環境計量士（濃度関係）に限る。下記ウ～カとの兼務不可）
- ウ 採水責任者名（採水業務経験年数3年以上の者に限る。）
- エ 分析責任者名（環境計量士（濃度関係）に限る。）
- オ 採水担当者
- カ 分析担当者

(4) 雇用証明等

- ア (3) のアからカのそれぞれの者の雇用を証明する書類の写し（社会保険料通知等）。
そのうちオの採水担当者については、1班につき1名まで同業他社からの在籍出向者又は非正規雇用者(原則としてOB等の経験者)を充てることを可とする(雇用証明不要)。
- イ 採水責任者及び採水担当者並びに分析責任者及び分析担当者の経歴書
- ウ 環境計量士有資格者全員の登録証の写し

(5) 採水等作業手順計画書

- ア 採水班体制、採水順路、予定採水時刻及び現場作業手順
- イ 分析着手手順とその予定時刻

(6) 使用機器一覧

分析項目毎の使用器具、導入年月及び校正等管理状況

(7) 認証取得状況説明書

品質管理、環境管理、精度管理システム等

(8) 内部精度管理の状況を示す書類

なお、(3)に掲げる各担当者が変更した場合は、(2)～(4)に掲げる書類（変更のあるものに限る。）を速やかに水大気環境課に提出すること。

6 分析担当者等の経験年数等条件

(1) 採水・流量測定等

採水業務経験年数3年以上の者を、採水班1班2名以上のうち1名以上含むこと。

(2) 水質分析

精度管理責任者（環境計量士（濃度関係）に限る。）の管理の下、分析責任者（環境計量士（濃度関係）に限る。）が中心となり、各項目について分析経験年数3年以上の者が直接分析を担当すること。

7 採水日時

(1) 公共用水域水質常時監視業務

ア 採水月日

別紙1「令和6年度長野県公共用水域水質常時監視採水日」による。ただし、天候等（台風の接近や長期の降雨が予報されている場合を含む。）により、通常の状態の採水が困難であると見込まれる場合は、当日朝までに採水地点を管轄する地域振興局と協議の上、日程を変更して対応しなければならない。

また、採水当日の現地の状況から、当日までの天候による影響等の他、採水地点上流や周辺での工事实施による人為的汚濁負荷の影響が疑われる等、通常の状態の採水が困難であると見込まれる場合においても同様に、採水地点を管轄する地域振興局と協議の上、日程変更も含め、対応しなければならない。

イ 採水時間

(ア) 1日1回の採水地点：原則として8時以降15時までの間とし、基本的に一年間はほぼ同時刻に採水する。

(イ) 1日2回の採水地点：原則として1回は8時以降12時までの間、1回は12時以降15時までの間とし、その間は概ね3時間以上開けること。なお、飯伊地区の和知野川キャンプ場の5月、8月の採水時間は地区別特記仕様書で定める。

(2) 上流域河川水質測定業務

令和6年7月8日（月）に採水し、検体を長野県諏訪湖環境研究センター調査研究部水質保全班（以下「センター」という。）に搬入すること。なお、搬入に当たっては、あらかじめ、時間等をセンター担当者と調整すること。また、天候等により通常の状態の水質の採水ができないものと見込まれる場合は、センター担当者と日程の変更等を別途調整すること。

(3) 地下水水質測定

ア 概況調査

採水は地域振興局担当者が原則6月から9月に実施する。

イ 継続監視調査

採水は地域振興局担当者が地区別特記仕様書に定めるところにより行う。

8 検体の分析着手期限

(1) 公共用水域水質常時監視業務

項目	着手期限
天候、気温、流況、臭気、色相、流量、水温、透視度、全水深、pH、(DO)	採水時
DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）（乾燥まで）、大腸菌数、糞便性大腸菌群数、溶解性窒素（ろ過まで）、りん酸態りん（ろ過まで）、クロロフィルa（ろ過まで）、溶解性COD、VOC（揮発性有機化合物）、溶解性マンガン（ろ過まで）	採水当日
SS（浮遊物質）（計量まで）、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸態りん、アンモニア性窒素（定量まで）、ホルムアルデヒド（定量まで）、	採水翌日まで

全有機炭素、溶解性全有機炭素	
全窒素、全りん、溶解性窒素（定量まで）、クロロフィル a（凍結保存したろ紙の定量まで）、溶解性マンガン（定量まで）、PCB、健康項目、要監視項目、水生生物保全項目、上記以外の項目	1 週間以内

(2) 上流域河川水質測定業務

項 目	着手期限
天候（前日の天候を含む。）、気温、水温、流量、透視度、pH	採水時

(3) 地下水常時監視業務

受託者による地下水検体の受取りについては、地域振興局担当者と日時を調整の上、行うこと。なお、揮発性有機化合物は採水当日に分析に着手しなければならないことに留意すること。

9 採水容器等

(1) 共通事項

以下の採水器具類については受託者で用意すること。

採水ビン、採水用布バケツ（ステンレスも可）、長柄杓、水深測定用おもり、受託検査用の採水ビン一式、ポリビーカー、温度計、水温計、pH 計、DO 計（又は DO 固定用試薬及びフラン瓶）、透視度計（1 m）、ストップウォッチ、巻き尺、光学式距離計（無くても可）、デジタルカメラ、写真撮影用黒板（ホワイトボード、画用紙等でも可）、野帳、筆記用具類、各分析機関への持ち帰り用クーラーボックス、冷媒、その他上記以外の必要物品

(2) 上流域河川水質測定業務

検査用の採水ビン一式、クーラーボックス及び冷媒は、センターで準備するので調整の上、取りに行くこと。その際、採水に関し留意事項等を説明する予定。

(3) 地下水常時監視業務

検査用採水ビン、クーラーボックス等必要な器具類等を必要数、あらかじめ、地域振興局担当者へ宅配便等により送ること（持ち込みも可）。その際、採水器具等の受け渡し等について、地域振興局担当者と調整しておくこと。

10 測定方法、報告下限値及び有効数字

(1) 公共用水域水質常時監視業務

ア 測定方法、報告下限値及び有効数字

測定項目ごとの測定方法、報告下限値及び有効数字は別紙 2 のとおりとする。報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。また、数値の取扱いについては、以下の(7)、(イ)のとおりとする。

(7) 有効数字等

項 目	取 扱 い
-----	-------

環境基準項目等 (以下の項目以外)	ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記のア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
水温、気温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。
流量	有効数字を2桁とし、3桁目は切り捨てる。
pH	小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(イ) 平均値の計算

ア 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。ただし、大腸菌数の平均値の計算はエによる。
イ 個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。
ウ 個別の測定値が全て報告下限値未満の場合に限り、平均値を報告下限値未満とする。
エ 大腸菌数の日間平均値は、幾何平均により求めるものとする。その際、個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、幾何平均値を計算する。ただし、同一測定点における同日のすべての検体の測定値が報告下限値未満の場合には、日間平均値を「報告下限値未満」とする。*

※繰り返し試験を行った場合、付表10に記載のとおり得られた全ての結果を算術平均した上、「ア 有効数字等」のとおり取扱うこととする。

イ 流量測定

流量の測定は、地区別特記仕様書を参照すること。

ウ 流況、臭気及び色相

流況、臭気及び色相の表記は、別紙3の環境省報告システムコード表による。

(2) 上流域河川水質測定及び地下水常時監視業務

ア 一般項目

上記10(1)①のア、イに準ずる。

イ 一般項目以外

測定方法及び報告下限値

測定方法及び報告下限値は、別紙6及び別紙7に掲げるとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」(記載例「< 0.005」)とする。また、数値の取扱いについては、上記10(1)①のア、イに準ずる。

1.1 採水記録写真

受託者は、全ての採水において、採水作業風景写真(①地点名、②採水日時、③採水作業名を記載した黒板等を添えた写真)及び水面の状況がわかる写真の2枚を、200万画素以上のデジタルカメラを用い、撮影日時入りモードで撮影する。

1 2 測定結果の報告等

(1) 公共用水域水質常時監視業務 月報（公共用水域水質常時監視業務に限る）

	電子ファイルの提出	分析記録等の提出
提出先	水大気環境課、地域振興局及びセンター	センター
締め切り	翌月の第2金曜日の17時まで（ただし、9月分については令和6年10月11日（金）、3月分については令和7年3月18日（火）12時必着）	
提出方法	電子メール	持参、郵送、メール便等
提出物	i 所定の月報様式電子ファイル ii 採水記録写真電子データ（Microsoft社WordファイルにA4縦1ページあたり6枚を貼り付け、解像度200dpi程度に画像を圧縮したもの（JPEG形式）又はPDF化したもの） iii 異常値判定参考チェックシート、「異常値と疑われる地点等」の報告書 ^{※1}	i 計量証明書 ^{※2} （宛名は「長野県知事」） ii 採水野帳及び分析記録（検量線、チャート紙、滴定記録）の写し

※1 異常値判定参考チェックシートの形式判定で、報告書の提出に該当した場合のみ提出

※2 再委託項目がある場合の計量証明書の記載方法は以下のとおりとする。

- ・再委託先の事業者が計量した数値を転記
- ・再委託先の事業者が行った内容並びに実施した事業者名及び事業所の住所を記載
- ・再委託先の事業者が発行した計量証明書の写しを添付

なお、この月報のデータは、水大気環境課が取りまとめ、ホームページで速報値として毎月公表する。

※ 各種入力コードは、「別紙3」を参照

(2) 上流域河川水質測定業務

	電子ファイルの提出	分析記録等の提出
提出先	センター	
締め切り	採水日から4日後 17時	
提出方法	電子メール	持参、郵送、メール便等
提出物	所定の報告様式電子ファイル	i 計量証明書（pH）（宛名は「長野県知事」） ii 採水記録写真電子データ（画像を圧縮せずにCD等に収録したもの）及び印刷物 iii 採水野帳

(3) 地下水常時監視業務

	電子ファイルの提出	分析記録等の提出
提出先	水大気環境課、地域振興局、センター	センター
締め切り	令和6年10月11日(金)17時(上半期分) 令和7年3月18日(火)12時(下半期分)	
提出方法	電子メール	持参、郵送、メール便等
提出物	所定の報告様式電子ファイル	i 計量証明書(宛名は「長野県知事」) ii 分析記録(検量線、チャート紙、滴定記録等)の写し

(4) 半期報告

	業務一部完了報告書等の提出 (上半期)	業務完了報告書等の提出 (下半期)
提出先	センター	
締め切り	令和6年10月11日(金)17時	令和7年3月18日(火)12時
提出方法	持参、郵送、メール便等	
提出物	i 業務一部完了報告書 ii 採水記録写真電子データ(画像を圧縮せずにCD等に収録したもの)及び印刷物	i 業務完了報告書 ii 採水記録写真電子データ及び印刷物(上半期に同じ) iii 外部精度管理参加実績報告書

※外部精度管理参加実績報告書は、年度内の全ての参加実績と結果を所定の様式に取りまとめ、提出すること。

ただし、精度管理事業主催者による最終結果の公式通知又は公式通知前(速報扱い)の時点においても、精度管理上の問題が生じている、または問題のおそれがあることを把握した際には、その原因調査と改善策について、速やかに水大気環境課及びセンターへ報告すること。

センターがこれらを検収し、この結果を受けた水大気環境課は、受託者に対し検査結果通知書を発出する。受託者はこの通知書を収受後に契約書で定める金額を発注者に請求できるものとする。

13 測定結果の取扱い

本調査の実施により得られた成果については、全て発注者の所有とし、受託者は発注者の承認を受けずに、他に公表、貸与又は使用してはならない。

1.4 精度管理等

(1) 内部精度管理

ア 業務着手前

受託者は、入札後速やかに受託地区の中で最も委託項目の多い地点のうち任意の1地点で採水し、生活環境項目である「pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素及び全りん」について5本の並行測定を実施し、4月の業務開始前打合せまでにセンターに測定記録の写しを提出すること。ただし、過去5年間に発注者の発注する「公共用水域水質常時監視等業務」を受託した者は、本業務を省略することができる。

イ 業務着手後

受託者は、生活環境項目8項目（pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素及び全りん）について、5月に任意の1検体で5本以上の並行試験を行い、その結果を所定の報告様式によりセンターに報告すること。

(2) 外部精度管理

受託者は、令和6年度に実施される下記のいずれかの外部精度管理事業のうち、原則として、生活環境項目及び健康項目（水道水関係については、水質基準項目中で、環境水における生活環境項目及び健康項目それぞれに相当する項目が対象。）それぞれの区分の測定項目について、いずれにも参加すること。参加対象の測定項目は、業務委託対象の測定項目をそれぞれ少なくとも一つ以上含んでいること。

生活環境項目及び健康項目のいずれかにおいて、対象とする測定項目がない場合は、対象とする測定項目を含む外部精度管理の一方のみ参加すること。ただし、下記の外部精度管理事業において、生活環境項目、健康項目中で対象とする測定項目がない場合（業務委託対象の測定項目が全く含まれない場合）は、該当項目がない旨を水大気環境課あて報告すること。

なお、受託者は外部精度管理等に参加し、精度管理事業主催者による最終結果の公式通知又は公表通知前（速報扱い）の時点においても、精度管理上の問題が生じている、または問題のおそれがあることを把握した際には、その原因調査と改善策について、速やかに水大気環境課及びセンターへ報告すること。

また、必要な措置を講じた措置結果についても速やかに報告すること。

- ・ 環境省：「環境測定分析統一精度管理調査」
- ・ （社）日本環境測定分析協会：ISO/IECガイド43-1に基づく「技能試験」
- ・ 長野県水道協議会：水道水質精度管理事業
- ・ 厚生労働省：水道水質検査精度管理のための統一試料調査

なお、本業務委託の趣旨を踏まえ、上記の精度管理事業のうち、環境水を対象とした事業へ優先的に参加することが望ましい。

(3) 異常値の扱い

受託者は、下記の場合は、直ちにその測定地点を管轄する地域振興局に報告する。

なお、アについては、異常値判定参考チェックシートによる判定結果（過去の水質データに基づく標準偏差による形式上の評価結果の確認）も参照することとし、異常値が疑われる場合の原因等について見解を付すこと。

ア 公共用水域水質常時監視業務

過去の測定結果と比較して異常な値が検出された場合又は過去に不検出であったものが検出された場合

（異常値判定参考チェックシートによる判定結果において、異常値扱いの判定とならない場合であっても、異常が疑われる場合には速やかに報告すること。）

イ 上流域河川水質測定業務

一般項目（pH）の基準超過が判明した場合

ウ 地下水常時監視業務

概況調査において、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合

継続監視調査において、過去の測定結果と比較して異常な値が検出された場合

15 監査・指導

- (1) 発注者は受託者に対し、採水への立会い、受託者の事業所への立入又は関係帳票類（標準作業手順書、分析記録等。電子データを含む。）の閲覧を予告無しに求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。
- (2) 発注者は受託者に対し、測定結果、精度管理又は立入等の結果に基づき報告書又は証拠書類（電子データを含む。）の提出を求めることができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。なお、この書類等の提出に要する費用は受託者の負担とする。
- (3) 発注者は、受託者が不適切な採水又は測定を行っていると思われる場合、口頭又は文書で改善及び再検査等を指導するものとし、受託者はこれに誠実に対応するものとする。ただし、令和6年度公共用水域水質常時監視等業務委託契約書第14条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

16 その他

この処理要領に定めのない事項については、別途協議する。

(別紙1) 令和6年度長野県公共用水域水質常時監視採水日

採水日は、下表のとおりとする。天候等により採水が適当でない場合には、この限りではない。なお、「みどり湖」の採水については、Aグループで行うこととする。
「野尻湖」の採水については、令和6年度から、AグループからBグループに変更する。

測定地点に係る水系名 (水域名)		天竜川 諏訪湖 矢作川 富士川	千曲川 犀川 木曾川 中津川 姫川 野尻湖	
測定年月				
6年	4月	10日(水)	17日(水)	
	5月	8日(水)	15日(水)	
	6月	5日(水)	12日(水)	
	7月	3日(水)	17日(水)	
	8月	7日(水)	21日(水)	
	9月	4日(水)	25日(水)	
	10月	2日(水)	16日(水)	
	11月	6日(水)	13日(水)	
	12月	4日(水)	11日(水)	
	7年	1月	15日(水)	22日(水)
		2月	5日(水)	12日(水)
		3月	5日(水)	12日(水)

令和6年度公共用水域水質常時監視 採水日カレンダー

凡例： 12 Aグループ 19 Bグループ 29 休日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

(別紙2) 測定項目、有効桁数、報告下限値及び測定方法

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：令和3年10月7日環境省告示第62号)

測定項目	環境基準値	報告下限値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS ^{※1} K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (38の備考1を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示 ^{※2} 付表1
鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。 ^{※4}
砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示付表2
アルキル水銀 ^{※3}	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3
P C B	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表4
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表5
シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表6の第1又は第2
ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1c) (注 ^(*) 第三文及び34の備考1を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表8
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

※1 日本産業規格。(以下本章の表同じ。)

※2 昭和46年12月28日環境庁告示第59号。(以下本章の表同じ。)

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※4 ただし、告示の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：令和3年10月7日環境省告示第62号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
生活環境項目	pH	(別表2-1、 2-3又は 2-6)	—	JIS K0102の12.1
	BOD		0.5 mg/L	JIS K0102の21
	COD		0.5 mg/L	JIS K0102の17
	SS		1 mg/L	告示付表9
	DO		0.5 mg/L	JIS K0102の32
	大腸菌数		1 CFU/100mL	告示付表10
	全窒素	(別表2-4)	0.05 mg/L	JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)
	全燐		0.003 mg/L	JIS K0102の46.3 (46の備考9を除く。)
	全亜鉛	(別表2-2又は 2-5)	0.001 mg/L	JIS K0102の53
	ノニルフェノール		0.00006 mg/L	告示付表11
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		0.0006 mg/L	告示付表12

(3) 要監視項目等

・人の健康の保護に関する要監視項目 (平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知
最終改正：令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号)

測定項目		報告下限値	有効数字	測定方法
人の健康項目	クロロホルム	0.003 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1, 2-ジクロロプロパン	0.006 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	0.02 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	0.0008 mg/L	2桁	通知1*1付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	0.0005 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン(MEP)	0.0003 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	0.004 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	オキシ銅(有機銅)	0.004 mg/L	2桁	通知1付表2
	クロロタロニル(TPN)	0.004 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	プロピザミド	0.0008 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	EPN	0.0006 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	ジクロルボス(DDVP)	0.001 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ(BPMC)	0.002 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	イプロベンホス(IBP)	0.0008 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L	2桁	通知1付表1の第1又は第2
	トルエン	0.06 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	0.04 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006 mg/L	2桁	通知1付表3の第1又は第2
	ニッケル	0.001 mg/L	2桁	JIS K0102の59.3又は通知1付表4若しくは付表5
	モリブデン	0.007 mg/L	2桁	JIS K0102の68.2又は通知1付表4若しくは付表5
	アンチモン	0.002 mg/L	2桁	通知2*2付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L	2桁	通知2付表1
	エピクロロヒドリン	0.00004 mg/L	2桁	通知2付表2
	全マンガン	0.02 mg/L	2桁	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	0.0002 mg/L	2桁	通知2付表4の第1又は第2
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.3 ng/L	2桁	通知3*3付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の選定方法及び要監視項目の測定方法について」
(平成5年4月28日環水規第121号、平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」
(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水大土発第040331005号)

※3 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」
(令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

・水生生物の保全に関する要監視項目

測定項目	報告下限値	有効数字	測定方法	
水生生物項目	クロロホルム	0.003 mg/L	2桁	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	フェノール	0.005 mg/L	2桁	通知4 ^{*4} 付表1
	ホルムアルデヒド	0.1 mg/L	2桁	通知4付表2
	4-t-オクチルフェノール	0.00007 mg/L	2桁	通知5 ^{*5} 付表1
	アニリン	0.002 mg/L	2桁	通知5付表2
	2,4-ジクロロフェノール	0.0003 mg/L	2桁	通知5付表3

※4 通知4：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」

（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号）

※5 通知5：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

（平成25年3月27日環水大発第1303272号）

（4）その他の項目

測定項目	報告下限値	有効数字	測定方法 [※]	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	0.5 mg/L	2桁	告示付表13
	フェノール類	0.005 mg/L	2桁	JIS K0102の28.1
	銅	0.01 mg/L	2桁	JIS K0102の52.2
	溶解性鉄	0.01 mg/L	2桁	JIS K0102の57.2
	溶解性マンガン	0.01 mg/L	2桁	JIS K0102の56.2
	クロム	0.02 mg/L	2桁	JIS K0102の65.1
その他項目	陰イオン界面活性剤	0.04 mg/L	2桁	JIS K0102の30.1
	アンモニア性窒素	0.02 mg/L	2桁	JIS K0102の42.2、42.5又は42.6
	塩化物イオン	0.1 mg/L	2桁	JIS K0102の35
	濁度	0.1 度	2桁	上水試験方法(2011年版)のII-3-3
	クロロフィルa	1.0 µg/L	2桁	上水試験方法(2011年版)のIV-2-25
	全有機炭素	0.5 mg/L	2桁	JIS K0102の22.1
	溶存態全有機炭素	0.5 mg/L	2桁	JIS K0102の22.1
	溶解性COD	0.5 mg/L	2桁	JIS K0102の3.2及び17
	溶解性窒素	0.05 mg/L	2桁	JIS K0102の3.2及び45.2,45.3、45.4又は45.6
	りん酸態りん	0.003 mg/L	2桁	JIS K0102の46.1
	透明度	0.1 m	2桁	透明度板
	ふん便性大腸菌群数	2 個/100mL	2桁	「水浴場水質判定基準」付表1の第1
	大腸菌数	1 個/100mL	2桁	H23.3.24環水大発第110324001号通知別添2
プレチラクロール	0.01 µg/L	2桁	要調査項目等調査マニュアル（水質、底質、水生生物）（平成12年12月環境庁）	

※ 環境基準等の定めのないこれらの項目の測定方法は、JIS、上水試験法、下水試験法等の中から適宜選択するものとする。

(別紙3) 公共用水域水質常時監視業務報告用システムコード表

採取位置	
採取位置コード	採取位置コード内容
01	流心(中央)
02	左岸
03	右岸
04	左岸、右岸の混合
05	左岸、流心、右岸の混合
11	上層(表層)
12	中層
13	下層
14	上層、下層の混合
15	上層、中層の混合
16	中層、下層の混合
17	上層、中層、下層の混合

天候コード	
天候コード	天候コード内容
01	快晴
02	晴れ
03	薄曇り
04	曇り
05	曇霧
06	砂塵嵐
07	地吹雪
08	霧
09	霧雨
10	雨
11	みぞれ
12	雪
13	あられ
14	ひょう
15	雷
16	一時雨
17	一時雪
18	時々雨
19	時々雪
20	大雨
21	大雪

流況コード	
流況コード	流況コード内容
00	通常の状況
01	逆流
02	憩流
03	流量大(大雨、雪どけのため)
04	流量きわめて少(異常湯水、河川工事のため)
05	濁り多し(上流または近海で工事のため)
06	ゴミ、浮遊物多し
07	波浪強し
08	赤潮(またはアオコ等)が発生している
09	重油等(事故)の流出があった
10	工場排水、都市下水の直接的影響があった
11	流水あり
12	凍結
13	その他

臭気コード	
臭気コード	臭気コード内容
011	無臭
021	メロン臭(微)
022	メロン臭(中)
023	メロン臭(強)
031	スミレ臭(微)
032	スミレ臭(中)
033	スミレ臭(強)
041	キュウリ臭(微)
042	キュウリ臭(中)
043	キュウリ臭(強)
051	樟脳臭(微)
052	樟脳臭(中)
053	樟脳臭(強)
061	丁子臭(微)
062	丁子臭(中)
063	丁子臭(強)
071	ラベンダー臭(微)
072	ラベンダー臭(中)
073	ラベンダー臭(強)
081	レモン臭(微)
082	レモン臭(中)
083	レモン臭(強)
091	ニンニク臭(微)
092	ニンニク臭(中)
093	ニンニク臭(強)
101	グラニューム臭(微)
102	グラニューム臭(中)
103	グラニューム臭(強)
111	バナナ臭(微)
112	バナナ臭(中)
113	バナナ臭(強)
121	青草臭(微)
122	青草臭(中)
123	青草臭(強)
131	木材臭(微)
132	木材臭(中)
133	木材臭(強)
141	川藨臭(微)
142	川藨臭(中)
143	川藨臭(強)
151	海藻臭(微)
152	海藻臭(中)
153	海藻臭(強)
161	土臭(微)
162	土臭(中)
163	土臭(強)
171	沼沢臭(微)
172	沼沢臭(中)
173	沼沢臭(強)
181	カビ臭(微)
182	カビ臭(中)
183	カビ臭(強)
191	魚臭(微)
192	魚臭(中)
193	魚臭(強)
201	肝油臭(微)
202	肝油臭(中)
203	肝油臭(強)
211	貝(はまぐり)類臭(微)
212	貝(はまぐり)類臭(中)
213	貝(はまぐり)類臭(強)
221	フェノール臭(微)
222	フェノール臭(中)
223	フェノール臭(強)
231	タール臭(微)
232	タール臭(中)
233	タール臭(強)
241	油(精油廃液)臭(微)
242	油(精油廃液)臭(中)
243	油(精油廃液)臭(強)
251	硫化水素(微)
252	硫化水素(中)
253	硫化水素(強)
261	塩素(遊離塩素)臭(微)
262	塩素(遊離塩素)臭(中)
263	塩素(遊離塩素)臭(強)
271	アンモニア(微)
272	アンモニア(中)
273	アンモニア(強)
281	ヨードホルム(微)
282	ヨードホルム(中)
283	ヨードホルム(強)
291	洗剤臭(微)
292	洗剤臭(中)
293	洗剤臭(強)
301	皮革臭(微)
302	皮革臭(中)
303	皮革臭(強)
311	ハルブ臭(微)
312	ハルブ臭(中)
313	ハルブ臭(強)
321	金気臭(微)
322	金気臭(中)
323	金気臭(強)
331	金屑臭(微)
332	金屑臭(中)
333	金屑臭(強)
341	ちゅうかい臭(微)
342	ちゅうかい臭(中)
343	ちゅうかい臭(強)
351	魚腐敗臭(微)
352	魚腐敗臭(中)
353	魚腐敗臭(強)
361	動物腐敗臭(微)
362	動物腐敗臭(中)
363	動物腐敗臭(強)
371	し尿、ふん尿臭(微)
372	し尿、ふん尿臭(中)
373	し尿、ふん尿臭(強)
381	下水臭(中)
382	下水臭(中)
383	下水臭(強)
391	青物臭(微)
392	青物臭(中)
393	青物臭(強)
401	アンプル臭(微)
402	アンプル臭(中)
403	アンプル臭(強)
501	その他(微)
502	その他(中)
503	その他(強)

色相コード	
色相コード	色相コード内容
001	無色
010	赤色・淡(明)
011	赤色・中
012	赤色・濃(暗)
020	茶色・淡(明)
021	茶色・中
022	茶色・濃(暗)
030	黄色・淡(明)
031	黄色・中
032	黄色・濃(暗)
040	黄赤色・淡(明)
041	黄赤色・中
042	黄赤色・濃(暗)
050	黄緑色・淡(明)
051	黄緑色・中
052	黄緑色・濃(暗)
060	緑色・淡(明)
061	緑色・中
062	緑色・濃(暗)
070	青緑色・淡(明)
071	青緑色・中
072	青緑色・濃(暗)
080	緑青色・淡(明)
081	緑青色・中
082	緑青色・濃(暗)
090	青色・淡(明)
091	青色・中
092	青色・濃(暗)
100	紺色・淡(明)
101	紺色・中
102	紺色・濃(暗)
110	紫色・淡(明)
111	紫色・中
112	紫色・濃(暗)
120	青紫色・淡(明)
121	青紫色・中
122	青紫色・濃(暗)
130	赤紫色・淡(明)
131	赤紫色・中
132	赤紫色・濃(暗)
140	褐色・淡(明)
141	褐色・中
142	褐色・濃(暗)
150	赤褐色・淡(明)
151	赤褐色・中
152	赤褐色・濃(暗)
160	茶褐色・淡(明)
161	茶褐色・中
162	茶褐色・濃(暗)
170	黄褐色・淡(明)
171	黄褐色・中
172	黄褐色・濃(暗)
180	緑褐色・淡(明)
181	緑褐色・中
182	緑褐色・濃(暗)
190	黒褐色・淡(明)
191	黒褐色・中
192	黒褐色・濃(暗)
200	灰色・淡(明)
201	灰色・中
202	灰色・濃(暗)
210	灰黄色・淡(明)
211	灰黄色・中
212	灰黄色・濃(暗)
220	灰茶色・淡(明)
221	灰茶色・中
222	灰茶色・濃(暗)
230	灰緑色・淡(明)
231	灰緑色・中
232	灰緑色・濃(暗)
240	灰青色・淡(明)
241	灰青色・中
242	灰青色・濃(暗)
250	灰黒色・淡(明)
251	灰黒色・中
252	灰黒色・濃(暗)
260	灰赤色・淡(明)
261	灰赤色・中
262	灰赤色・濃(暗)
270	灰黄緑色・淡(明)
271	灰黄緑色・中
272	灰黄緑色・濃(暗)
280	灰黄茶色・淡(明)
281	灰黄茶色・中
282	灰黄茶色・濃(暗)
290	灰紫色・淡(明)
291	灰紫色・中
292	灰紫色・濃(暗)
300	灰青紫色・淡(明)
301	灰青紫色・中
302	灰青紫色・濃(暗)
310	灰赤紫色・淡(明)
311	灰赤紫色・中
312	灰赤紫色・濃(暗)
320	白色・乳白色・淡(明)
321	白色・乳白色・中
322	白色・乳白色・濃(暗)
330	黒色・淡(明)
331	黒色・中
332	黒色・濃(暗)

(別紙5) 地下水測定項目 (概況調査)

項 目	
環 境 基 準 項 目	カドミウム
	全シアン
	鉛
	六価クロム
	砒素
	総水銀
	アルキル水銀※
	P C B
	ジクロロメタン
	四塩化炭素
	クロロエチレン
	1, 2-ジクロロエタン
	1, 1-ジクロロエチレン
	1, 2-ジクロロエチレン
	1, 1, 1-トリクロロエタン
	1, 1, 2-トリクロロエタン
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	1, 3-ジクロロプロペン
	チウラム
	シマジン
	チオベンカルブ
	ベンゼン
	セレン
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	ふっ素
	ほう素
	1, 4-ジオキサン

※ アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

(別紙6) 水質保全目標値、報告下限値及び測定方法 (上流域河川水質測定に適用)

測定項目	水質保全目標値	報告下限値	測定方法
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.0051 mg/L	0.0005 mg/L	通知1 ^{※1} 又は通知3 ^{※3} の別添20の2
アセタミプリド	0.0025 mg/L	0.00025 mg/L	通知1
アセフェート	0.0063 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
アゾキシストロビン	0.028 mg/L	0.0028 mg/L	通知1
イミダクロプリド	0.0019 mg/L	0.00019 mg/L	通知1
オキシシン銅 (有機銅)	0.004 mg/L	0.004 mg/L	通知2 ^{※2} の付表2又は通知3の別添20
カフェンストロール	0.002 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添方法5
クミルロン	0.02 mg/L	0.002 mg/L	通知1
クロチアニジン	0.0028 mg/L	0.00028 mg/L	通知1
クロラントラニリプロール	0.0029 mg/L	0.00029 mg/L	通知1
クロロタロニル (TPN)	0.008 mg/L	0.004 mg/L	通知2の付表1の第1又は通知3の別添20の2
ジチオピル	0.0095 mg/L	0.001 mg/L	通知1
ジフェノコナゾール	0.025 mg/L	0.0025 mg/L	通知1
ダイアジノン	0.000077 mg/L	0.00005 mg/L	通知1又は通知2の付表1の第1
チアメトキサム	0.0035 mg/L	0.00035 mg/L	通知1
チウラム	0.01 mg/L	0.0006 mg/L	告示 ^{※4} 付表5又は通知3の別添18
チオジカルブ	0.0027 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
チフルザミド	0.037 mg/L	0.0037 mg/L	通知1
テブコナゾール	0.077 mg/L	0.0077 mg/L	通知1
トリネキサパックエチル	0.015 mg/L	0.0015 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
トルクロホスメチル	0.2 mg/L	0.02 mg/L	通知1
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L	0.0003 mg/L	通知1又は通知2の付表1の第1
フェノブカルブ (BPMC)	0.0019 mg/L	0.0005 mg/L	通知1又は通知2の付表1の第1
フェリムゾン	0.05 mg/L	0.005 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
プロジアミン	0.0046 mg/L	0.0005 mg/L	通知1
ペンシクロン	0.1 mg/L	0.01 mg/L	通知1
ペンディメタリン	0.014 mg/L	0.0014 mg/L	通知1
ベンフルラリン	0.0029 mg/L	0.001 mg/L	通知1又は通知3の別添20の2
メコプロップカリウム塩又はMCP Pカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCP Pジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.047 mg/L	0.0047 mg/L	通知1
メプロニル	0.1 mg/L	0.01 mg/L	通知1

※1 通知1：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針 (令和2年3月27日付環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)

に記載の分析法 (環境省ホームページ参照先 http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course/analysis.html)

※2 通知2：水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について (平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質規制課長通知)

※3 通知3：水質管理目標設定項目の検査方法 (平成15年10月10日健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課)

※4 昭和46年12月28日環境庁告示第59号

(別紙7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

測定項目	環境基準値	報告下限値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (JIS K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5又は告示 ^{※3} 付表1
鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。) ※2
砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示 ^{※3} 付表2
アルキル水銀 ^{※1}	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 ^{※3} 付表3
PCB	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示 ^{※3} 付表4
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示 ^{※3} 付表5
シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示 ^{※3} 付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示 ^{※3} 付表6の第1又は第2
ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (JIS K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となっている物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34.1.1c) (注)第三文及びJIS K0102の34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示 ^{※3} 付表8

環境基準項目

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※2 ただし、JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。

※3 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)